

札幌市農業委員会の農地利用最適化推進委員 募集案内

札幌市農業委員会では、農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を募集します。

1 募集の内容

(1) 募集人数

15人

(2) 募集する担当区域

区域名	区域の詳細	募集人数
第1地区	北区	4人
第2地区	東区	3人
第3地区	白石区、厚別区、豊平区及び清田区	2人
第4地区	南区	4人
第5地区	中央区、西区及び手稲区	2人

(3) 任期

農業委員会が委嘱する日（令和5年6月24日以降）から令和8年6月23日まで

(4) 身分

札幌市の特別職の非常勤職員

(5) 報酬

月額42,000円

2 主な業務内容

(1) 農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）のための活動

〔農地の見回り、現地調査、農地の出し手・受け手の意向把握等の情報収集、農地の利用調整、新規就農希望者の相談対応等〕

(2) 農地の利用状況調査

(3) 農業委員会の総会における活動報告及び意見申述

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 暴力団関係者

4 推薦及び応募の方法

(1)の申込書に必要事項を記入し、(2)の添付書類を添えて、持参又は郵送により、札幌市農業委員会事務局に提出してください。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 申込書様式

- ・ 個人による推薦 【様式1】
- ・ 法人、団体等による推薦 【様式2】
- ・ 本人による応募 【様式3】

(2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募する者の住民票（発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者の記載があり、マイナンバー（個人番号）の記載がないもの）

(3) 受付期間

令和5年1月10日(火)から2月6日(月)まで【必着】

※ 持参する場合は、平日午前8時45分から午後5時15分までに提出してください。

※ 申込み状況等によっては、受付期間を延長する場合があります。延長する場合には、札幌市ホームページでお知らせします。

(4) 募集案内及び申込書の入手方法

札幌市ホームページ^{*}からダウンロードできるほか、以下の窓口で入手できます。

- ・ 札幌市農業委員会事務局（札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎7階）
- ・ 札幌市農業支援センター（札幌市東区丘珠町569番地10）
- ・ 各区役所、篠路・定山溪出張所

※札幌市ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/>
（「札幌市 農地利用最適化推進委員 募集」で検索）

5 選考方法

札幌市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会において、書類審査及び面接審査を実施し、推進委員候補者を選考します。

面接審査の日程等の詳細については、募集終了後、被推薦者及び応募者に文書で通知します。

選考結果については、令和5年5月末までに推薦者及び被推薦者並びに応募者全員に文書で通知します。

その後、札幌市農業委員会総会の議決後に、推進委員を委嘱します。

6 推薦及び応募状況の公表

法令に基づき、受付期間の中間（1月下旬予定）及び終了後（2月中旬予定）に以下の情報を札幌市ホームページで公表します。

- (1) 推薦又は応募する担当区域
- (2) 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（法人、団体等）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件等
- (4) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が当該被推薦者を別途募集する札幌市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）に推薦するか否かの別、又は応募者が農業委員に応募するか否かの別

7 注意事項

- (1) 推薦又は応募に係る費用は、全て推薦者、被推薦者又は応募者の負担となります。
- (2) 申込書に記入された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会を行う場合があります。
- (3) 推進委員と農業委員に同時に申し込むことができますが、両方の委員を兼ねることはできません。

8 申込書の提出先及び問合せ先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市農業委員会事務局【市役所本庁舎7階】

電話 011-211-3636（直通）

